

大洗町人事行政の運営等の状況の公表について

大洗町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和 3 年度の大洗町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者数の状況

区 分	R3. 4. 1～R4. 3. 31 採用者数（人）			
	試験採用	選考採用	再任用	計
行政職	11	0	5	16
消防職	3	0	0	13
技能労務職	0	0	1	1
合計	14	0	6	20

※行政職には消防職、技能労務職以外のすべての職を含む。

※再任用欄は、定年退職後の再任用の数

(2) 退職者数の状況

	R3. 4. 1～R4. 3. 31 退職者数（人）					
	定年	勸奨	普通	再任用満了	その他	計
行政職	1	0	5	5	0	11
消防職	0	0	0	0	0	0
技能労務職	1	0	0	1	0	2
合計	2	0	5	6	0	13

※行政職には消防職、技能労務職以外のすべての職を含む。

(3) 職員数の状況

区 分	職員数（人）		
	R2. 4. 1	R3. 4. 1	対前年比
行政職	170	177	7
消防職	45	46	1
技能労務職	2	2	0
合計	217	225	8

※行政職には消防職、技能労務職以外のすべての職を含む。

※地方公務員法第 28 条の 4 の規定に基づく常時勤務を要する者を含む。（再任用職員）

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の規定に基づき、すべての職員を対象に実施しており、職員の職務に対する意欲を引き出し、適正な人材育成を図るとともに、公平かつ公正な人事管理を行うことを目的としている。

○評価方法・・・業績評価（目標達成度評価）、能力評価（能力、態度評価）

3 職員の給与の状況（令和3年4月1日現在）

（1）平均給料月額及び平均年齢

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	295,880 円	321,487 円	39.4 歳
消防職	273,956 円	305,056 円	32.3 歳
技能労務職	244,900 円	244,900 円	59.5 歳

※行政職には消防職、技能労務職以外のすべての職を含む。

※地方公務員法第28条の4の規定に基づく常時勤務を要する者を含む。（再任用職員）

※給与月額とは、給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く）の合計をいう。

（2）初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	学歴	初任給
行政職	大学卒	182,200 円
	高校卒	150,600 円
消防職	大学卒	208,600 円
	高校卒	169,900 円
技能労務職	高校卒	147,900 円

※行政職には消防職、技能労務職以外のすべての職を含む。

(3) 職員手当 (令和3年4月1日現在)

期末勤勉手当 支給割合	支給率	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.275 月 (0.725 月)	0.95 月 (0.45 月)
	12 月期	1.275 月 (0.725 月)	0.95 月 (0.45 月)
	計	2.55 月 (1.45 月)	1.9 月 (0.9 月)
	・職制上の段階、職務の等級による加算措置あり		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する者について、その職務の特殊性に応じて支給		
扶養手当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給		
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を払っている職員に対し、月額 28,000 円を限度に支給		
通勤手当	通勤のため自動車その他の交通用具で、規則で定めるものを使用することを常例とする職員に支給 (通勤距離が 2km 未満である者を除く)		
特殊勤務手当	危険、不快又は困難な勤務等に従事する職員に対して支給		
退職手当	茨城県市町村総合事務組合の退職手当条例の規定に基づき、給料、勤務年数に応じて計算した額に、職責に応じた調整額を加算して支給		

※期末・勤勉手当において、() 内は再任用職員に係る支給割合

(4) 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額		期末手当
町 長	給 料	821,000 円	6 月期 1.675 月 12 月期 1.675 月 合計 3.35 月
副 町 長		632,000 円	
教 育 長		558,000 円	
議 長	報 酬	343,000 円	
副 議 長		300,000 円	
議 員		275,000 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和3年4月1日現在）

○勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（7時間45分勤務）

○休憩時間 正午から午後1時まで

※業務の都合により上記休憩時間を変更することがある。

(2) 休暇（令和3年4月1日現在）

休暇の種類	内 容
年次休暇	・1月1日を基準として、1年につき20日 ・年の中途において新たに職員となるものは、当該年における在職期間に応じた日数
療養休暇	・公務又は通勤による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、必要と認める期間 ・私事による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、90日以内（結核性疾患等の場合は1年以内）において必要と認める期間
特別休暇	・選挙権の行使、結婚、出産、忌引、子の看護その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして、規則で定める場合 ・規則で定める日数
介護休暇	・職員の配偶者、父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるため介護を要する場合 ・6月を超えない範囲内において必要と認められる期間 ・勤務しない期間（時間）は無給
介護時間	・職員の配偶者、父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるため介護を要する場合 ・連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間 ・勤務しない期間（時間）は無給

(3) 育児休業の承認期間の状況（令和3年度新規承認者）

区 分	取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	1	1	0	0	0	0	0
女性職員	4	1	0	2	0	0	1
合 計	5	2	0	2	0	0	1

(4) 介護休暇の承認期間の状況（令和3年度新規取得者）

区 分	取得者数	育児休業承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え 6月以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和3年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

※分限処分とは、公務の能率維持及びその適正な運営の確保を図る目的から、一定の事由がある場合に、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降給、休職、免職及び降任の処分をすること。

(2) 懲戒処分件数（令和3年度）

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
事務に関する不正	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。

6 職員のサービスの状況

サービス規程

職員は、町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならない。

7 職員の退職管理の状況

平成 28 年 4 月から地方公務員法の改正に伴い、大洗町職員の退職管理に関する規則を定め、再就職者（離職後に営利企業等の地位に就いている元職員）による現職職員への働きかけ（職務上の行為をするように、又はしないように要求、又は依頼すること）が規制されています。現職職員が働きかけを受けた場合、公平委員会に届け出ることが義務付けられています。

8 職員の研修の状況（延べ人数）

職員の資質、能力及び教養の向上を図り、円滑な行政運営に資することを目的に職員研修を行っている。

区 分	研修名等	受講者数
外部研修	茨城県自治研修所等各種外部研修	28 人
職場研修	新任職員研修，メンタルヘルス研修，ハラスメント防止研修等	165 人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の福利（令和 3 年度）

事業	内 容
ライフプランの支援	ライフプラン講習会（茨城県市町村共済組合）
各種健康診断の実施	定期健康診断，人間ドック健診，がん検診等
健康保持・増進の事業	メンタルヘルスセミナー（茨城県市町村共済組合）， ストレスチェック，長時間労働対策

（2）利益の保護の状況（令和 3 年度）

区分	前年度からの 係属件数	受理件数	左記案件に対する処理状況	
			処理件数	係属件数
勤務条件に関する措置の要求	0	0	0	0
不利益処分に関する不服申立て	0	0	0	0